

Nabeshima
Labor Management

令和 7 年度税制改正により年末調整・給与計算が変わります。[令和 7 年 12 月 1 日施行]

令和 7 年度税制改正により、所得税の改正が行われました。この改正は、原則として、令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以降の所得税について適用されます。このため、令和 7 年 12 月に行う年末調整など、令和 7 年 12 月以降の源泉徴収事務に変更が生じます。今回は、所得税改正の概要を取り上げます。

1. 基礎控除の改正

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)				基礎控除額		
				改正後		改正前
				令和 7・8 年分	令和 9 年分以降	
132 万円以下		(200 万 3,999 円以下)		95 万円		48 万円
132 万円超	336 万円以下	(200 万 3,999 円超	475 万 1,999 円以下)	88 万円		
336 万円超	489 万円以下	(475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下)	68 万円		
489 万円超	655 万円以下	(655 万 5,556 円超	850 万円以下)	63 万円		
655 万円超	2,350 万円以下	(850 万円超	2,545 万円以下)	58 万円		

2. 給与所得控除の改正

次のとおり、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

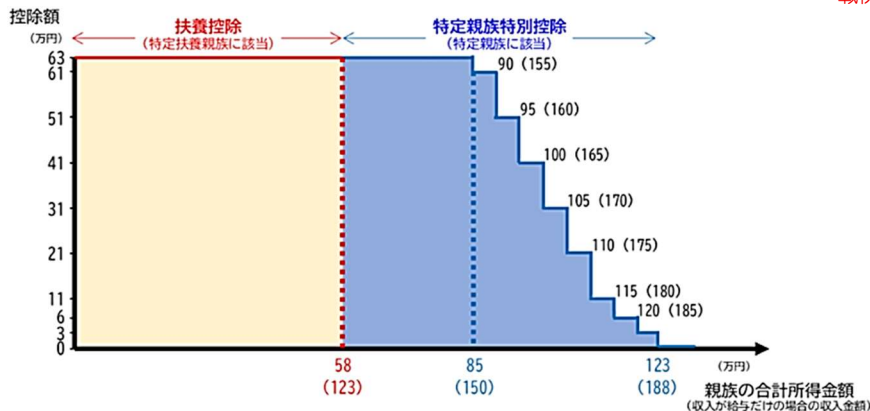
3. 特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する**特定親族特別控除が創設**されました。

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下をいいます。

※年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払い者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、源泉徴収簿や源泉徴収票を作成する場合も注意が必要です。下記は、源泉徴収簿に特定扶養控除の項目がない場合の記載例です。



【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】			
未 納 調 査 結 果	退職保険料の控除額	給	① 給与の小規模企業共済等徴収金の金額
	配偶者（特別）控除の控除額	控	② ①の1/2 (円)
	扶養控除額及び障害者の扶養親族の控除額	控	③ ①のうち、扶養親族全員が課税等の金額 (円)
	基礎控除額	控	
	所得控除額等の合計額	控	
	※ 特定増収改正等により、 元引控除額と特定人等(⑩-⑫)の元引控除額	控	④ (特定増収改正前)
	(特定増収改正等) 特定人等全等特別控除額	控	⑤
	年調所得控除 (②-④、マイナスの場合は⑩)	控	⑥ (特定増収改正前)
	年調年税額 (⑥×10.2、1%)	税	⑦
	差引超過額又は不足額 (②-⑦)	差	⑧
超過額 の結算	本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	徴	⑨
	未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	徴	⑩
	差引還付する金額 (⑨-⑩)	還	⑪
	同上的うち 翌年において還付する金額	還	⑫
不足額 の結算	本年最後の給与から徴収する金額	徴	⑬
	翌年に繰り越して徴収する金額	徴	⑭

※2 特定扶養親族の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

4. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

5. 年末調整における留意事項

給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった給与の支払を受ける人は、その旨を記載した「令和 7 年分扶養控除等申告書」を、給与の支払者に提出する必要があります。申告を忘れないよう周知してください。その際、「令和 7 年分扶養控除等申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

6. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

令和 7 年分までの「扶養控除等申告書」には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和 8 年分以後の扶養控除等申告書には、「**源泉控除対象親族**」を記載することになりました。また、「**令和 8 年分源泉徴収税額表**」の改正も行われましたので、令和 8 年 1 月給与から控除する所得税の金額については、誤って計算しないように注意が必要です。

源泉控除対象親族とは、次の①又は②のいずれかに該当する人です。

- ②所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人

[illegible]

《筆者：黒澤》

お知らせ

◆算定基礎届による社会保険料の変更について

10月に支払う給与から控除する社会保険料が、算定基礎届に基づいて変更になります。

◆令和7年度被扶養者資格再確認について（協会けんぽ適用事業所）

10月下旬頃から、「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の再確認が実施されます。

★今年度は、扶養解除の可能性の高い以下の対象者に絞って確認作業が実施されます。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い者
②同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と別居している可能性が高い者
③令和 6 年中の課税収入額が一定の金額を超過している者（18 歳未満の者や直近で認定された者を除く）
※上記に該当する被扶養者がいない事業所は、確認不要となります。

